

# 空き家をお持ちの方へ 「空き家バンク制度」への登録及び交渉の流れ

## ① 媒介事業者の選択

ホームページに掲載されている登録事業者リストから、物件の売買・賃貸借の媒介を希望する登録事業者を選択してください。



## ② 登録事業者と契約

登録事業者と売買・賃貸借の媒介の契約を締結してください。



## ③ 物件の登録

※ 登録申込書に必要書類を添え、高石市役所へ提出してください。

高石市空き家バンク登録申込書（様式第1号）  
高石市空き家バンク登録カード（様式第2号）  
高石市空き家バンク登録台帳（様式第3号）  
ともに窓口(建築住宅課)へ直接ご提出ください。

・委任状により登録事業者へ届出等の事務を委任することができます。

### 登録できる空き家

○次の要件に該当する空き家（今後空き家になることがわかっているものを含む）

- ①高石市内に所在する住宅
- ②個人が所有し、自ら居住するために建築又は購入した住宅

## ④ 物件情報の提供

登録物件の概要や間取り図、写真等を市のホームページで公開します。

※ 所有者の住所・氏名等の個人情報は公表いたしません。



## ⑤ 物件の交渉・契約

利用希望者と登録事業者の仲介により、交渉・契約をしてください。

## 空き家バンク運用の注意事項

- ・物件の状況等により、空き家バンクへの登録をお断りすることがあります。
- ・空き家バンクに登録する場合は、市と協定を結んでいる宅地建物取引業者（登録事業者）とあらかじめ媒介契約を締結する必要があります。
- ・登録事業者以外とすでに媒介契約している場合はお問い合わせ下さい。
- ・市は、空き家の売買・賃貸に関する交渉・契約等に関する媒介行為について、一切の責任を負いません。
- ・空き家バンクへの登録は無料ですが、成約の際は、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- ・暴力団等反社会的勢力と認められる者は空き家バンクの利用はできません。